

# 公 告

## 静岡県家畜共同育成場利用料金の変更

静岡県家畜共同育成場に係る利用料金の変更について、静岡県知事から令和6年3月28日付け農畜第946号により承認されたので、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

### 記

- 1 利用料金 1頭につき1日699円（税込み）
- 2 適用年月日 令和6年4月1日から

令和6年3月29日  
公益社団法人静岡県畜産協会  
会長 河原崎 友二